

令和6年1月6日

佐賀県保険医協会会員各位

佐賀県保険医協会
会長 藤戸 好典

令和6年能登半島地震
義援金ご協力をお願い

日頃より佐賀県保険医協会の活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

ご存知の通り、2024年1月1日に発生した能登半島地震により、多数の方々が被災されました。被災をされた方々、ご家族、関係者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

佐賀県保険医協会では、1月5日より令和6年能登半島地震義援金（募金）の受付を開始いたしました。

皆様からいただきました義援金は、被災医療機関へのお見舞いとして、現地へお送りいたします。趣旨をご理解いただき、郵便振替口座にお振込みをお願い致します。ご協力の程、宜しくお願い致します。

【送金先（ゆうちょから）】

ゆうちょ銀行：01700-2-36220

加入者名：佐賀県保険医協会

【送金先（銀行から）】

ゆうちょ銀行（9900）一七九（イチナナキユウ）店

当座 0036220

サガケンホケンイキョウカイ

※送金手数料はご負担ください。

○税務上の取り扱いについて

ご協力いただいた義援金は、寄付金控除等の対象にはなりません、「募金特別会費」として税務上の必要経費にできます。

所得税基本通達（災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金）

37-9 の 6 業務を営む者が、その所属する協会、連盟その他の同業団体等（以下この項において「同業団体等」という。）の構成員の有する業務の用に供されている資産について災害による損失が生じた場合に、その損失の補填を目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等（災害の発生を機に新たに定めたものを含む。）に基づき合理的な基準に従って当該災害発生後に当該同業団体等から賦課され、拠出した分担金等は、その支出した日の属する年分の当該業務に係る所得の金額の計算上必要経費に算入する。（平 7 課所 4-16 追加、平 23 課個 2-33、課法 9-9、課審 4-46 改正）

法人税基本通達（災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等）

9-7-15 の 4 法人が、その所属する協会、連盟その他の同業団体等（以下 9-7-15 の 4 において「同業団体等」という。）の構成員の有する事業用資産について災害により損失が生じた場合に、その損失の補填を目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等（災害の発生を機に新たに定めたものを含む。）に基づき合理的な基準に従って当該災害発生後に当該同業団体等から賦課され、拠出した分担金等は、9-7-15 の 3 の取扱いにかかわらず、その支出した日の属する事業年度の損金の額に算入する。（平 7 年課法 2-7「七」により追加、平 23 年課法 2-17「二十一」により改正）